

れいわ ねんど  
令和6年度

# いちじあず ほいく あんない 一時預かり保育のご案内

かいてい  
2024年3月改訂

「自分の時間をつかってリフレッシュしたい」「用事ができた」などや、保護者の方の通院・ケガ、週3日以内の就労就学などの時に、保育園にて一時的にお子さんをお預かりする「一時預かり保育」を実施しています。

| 項目  | 内容   |   |  |
|---|--|---|--|
| 対象児   | 市内在住の5か月～就学前で、一時的に保育の必要な児童<br>原則、保育所等に通っていないお子さんです。  |   |  |
| 利用区分  | <table><tr><td>【非定型的保育】<br/>・保護者の就労<br/>就学などの理由による利用<br/>(原則 週3日まで)</td><td>【緊急・一時保育】<br/>・リフレッシュや用事、週1日程度の就労・就学などの理由による利用(週1日程度)<br/>・保護者が傷病、入院などの理由による利用<br/>(週1日程度または同一月内で連続して14日まで)<br/>・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合<br/>(週1回程度または同一月内で連続して14日まで)</td></tr></table>  | 【非定型的保育】<br>・保護者の就労<br>就学などの理由による利用<br>(原則 週3日まで) | 【緊急・一時保育】<br>・リフレッシュや用事、週1日程度の就労・就学などの理由による利用(週1日程度)<br>・保護者が傷病、入院などの理由による利用<br>(週1日程度または同一月内で連続して14日まで)<br>・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合<br>(週1回程度または同一月内で連続して14日まで) |
| 【非定型的保育】<br>・保護者の就労<br>就学などの理由による利用<br>(原則 週3日まで) | 【緊急・一時保育】<br>・リフレッシュや用事、週1日程度の就労・就学などの理由による利用(週1日程度)<br>・保護者が傷病、入院などの理由による利用<br>(週1日程度または同一月内で連続して14日まで)<br>・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合<br>(週1回程度または同一月内で連続して14日まで)   |   |  |
| 定員  | 一日あたり10人(この内1歳未満児の利用は原則、2人まで)  |   |  |
| 利用日時  | 月曜日～金曜日の8:30～17:00の中で、保護者の方が必要な時間<br>(国民の祝日及び年末年始は除く)  |   |  |
| 利用料金<br>(2024年1月時点)                               | 1歳未満児 2,900円/1日<br>3歳未満児 2,500円/1日<br>3歳以上児 1,500円/1日<br>※上記年齢区分は4/1の満年齢によります。ただし1歳未満児については1歳の誕生日前日まで<br>※家庭の状況に応じて利用料金の減免の制度があります(裏面をご参照ください)<br>※利用料金に関して改訂がある場合は、あらかじめご連絡いたします。   |   |  |
| 申込方法<br>新規登録・申込<br>専用フォーム                         | <p>【申込み開始日】</p> <p>2024年 4月～ 6月の利用 ⇒ 現在申込み期間中<br/>2024年 7月～ 9月の利用 ⇒ 5月1日午前9時 申込み開始</p> <p>【Ⅰ新規登録】利用が初めての方は登録が必要です。<br/>新規利用の方⇒「新規登録・申込専用フォーム」より登録してください。</p> <p>【Ⅱ申込み:仮予約】期間によって申込み方法が異なります。</p> <p>◀期間1▶ 申込み開始日から1週間 ⇒ 新規登録・申込専用フォームより申込みしてください。<br/>後日、抽選結果をコドモンか電話にて連絡します。</p> <p>◀期間2▶ 申込み開始日から1週間後 ⇒ 大島保育園(044-222-7252)へ電話が来所にて空き情報が確認できます。※利用人数を超えた場合はキャンセル待ちをお受けいたします。</p> |   |  |

【皿利用申請】利用までの流れ(新規登録と申込み:仮予約がまだの方は、表面をご覧ください)

1 一時預かり事業利用申請

仮予約の後に「一時預かり事業利用申請書専用フォーム」から申請をしてください。  
<右の二次元コードより入れます。>



2 面接・必要書類の提出(初回の方や、長い間利用していなかった方)

- ① 利用の一週間程度前までに来所・面接をします。(面接日にお子さんと一緒に来てください。)
- ② 必要書類は面接のときに提出してください。(面接日は、お電話にてきめます。)

3 利用承認

利用日の確定後に「一時預かり事業利用承認通知書(第3号様式)」をお渡します。

4 利用料金の支払い(支払い方法が3通りあります。)⇒利用

- ① 納入通知書で支払う方・指定期日までに金融機関にてお支払いください。
- ② 現金かキャッシュレス決済にて支払う方・利用当日に大島保育園事務室にてお支払いください。

※キャンセル待ちの方がいらっしゃいますので、利用の必要がなくなった場合は、早めに連絡してください。

連絡先⇒大島保育園(044-222-7252)

【必要書類について】

利用申請に必要な書類は、川崎市のHPからダウンロードしていただくか、大島保育園事務室にて渡します。

| 必要書類                                  | 初めての場 合 | 更新の場 合 |
|---------------------------------------|---------|--------|
| 緊急連絡票                                 | ●       |        |
| 保険証(コピー)・乳児医療証(コピー)                   | ●       |        |
| 食事一時預かり保育食事・健康状態記録票                   | ●       |        |
| 非定型的保育の方のみ:健康診断書                      | ●       |        |
| 非定型的保育の方のみ:就労(就学)証明書(自営の場合は自営を証明するもの) | ●       | ●      |

【利用料の減免について】減免対象と必要な書類になりますので、対象の方は事前に提出してください。

| 減免対象  | 必要書類(コピー可)※基本は該当年度の書類になります。 |
|---|-----------------------------|
| 生活保護受給世帯                                    | 生活保護受給証明書                   |
| 市民税非課税世帯                                    | 市民税非課税証明書(同一世帯保護者全員分)       |
| 年収360万未満世帯                                  | 課税(非課税)証明書(同一世帯保護者全員分)      |
| 里親に委託されている児童                                | 児童委託証明書                     |
| 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)                          | 児童扶養手当証明書                   |
| 保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合<br>第二子児童 / 第三子以降の児童 | 住民票の写し等、利用児童が同一世帯と証明できる書類   |
| 多胎児児童                                       | 住民票の写し等、利用児童が同一世帯と証明できる書類   |

申込・問合せ先:川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園  
受付時間:9:00~17:00(祝日・年末年始を除く月曜日~金曜日)  
住所:川崎区大島4-17-2(大島5丁目バス停から徒歩約5分)  
電話・FAX:044-222-7252

HP一時保育はこちらから↓